

公 示 日：2024年12月11日（水）

調達管理番号：24a00853

国 名：ソロモン

担 当 部 署：経済開発部農業・農村開発第一グループ第二チーム

調 達 件 名：ソロモン国大洋州地域コミュニティ主体の沿岸資源管理促進ア
ドバイザー（普及体制強化）

適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付等

- （1）担当業務 普及体制強化
- （2）格付 2号
- （3）業務の種類 専門家業務

2. 契約予定期間等

- （1）全体期間：2025年2月上旬から2028年1月下旬
- （2）業務人月：14.75人月
 - ・ 第1次 準備業務 5日、現地業務 90日、整理業務 3日
 - ・ 第2次 準備業務 2日、現地業務 60日、整理業務 3日
 - ・ 第3次 準備業務 2日、現地業務 60日、整理業務 3日
 - ・ 第4次 準備業務 2日、現地業務 60日、整理業務 3日
 - ・ 第5次 準備業務 2日、現地業務 60日、整理業務 3日
 - ・ 第6次 準備業務 2日、現地業務 60日、整理業務 5日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、第1次派遣を除いては具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的な条件については、「10. 特記事項」を参照願います。

- （4）前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヵ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(1)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回(契約締結後)：契約金額の13%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヵ月以降)：契約金額の13%を限度とする。
- 3) 第3回(契約締結後25ヵ月以降)：契約金額の13%を限度とする。

(5) 部分払いの設定¹

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払いの時期は、契約締結時に確認しますが、以下を想定します。

- 1) 2025年度(2026年1月頃)
- 2) 2026年度(2027年1月頃)

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2024年12月25日(水)(12時まで)
- (4) 提出方法：国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2024年10月追記版)」の「別添資料11 業務実施契約(単独型)公示にかかる競争手

¹ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

◇ 評価結果の通知：2025年1月10日（金）までに個別通知

提出されたプロポーザルをJICAで評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

◇ 評価結果説明の取り止め：2023年6月30日のお知らせに掲載（<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>）のとおり、2023年7月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

（1）業務の実施方針等：

- ① 業務実施の基本方針 16点
- ② 業務実施上のバックアップ体制 4点

（2）業務従事者の経験能力等：

- ① 類似業務の経験 40点
- ② 対象国・地域での業務経験 8点
- ③ 語学力 16点
- ④ その他学位、資格等 16点

（計100点）

類似業務経験の分野	水産開発（特に普及体制の強化にかかる経験を高く評価する。）
対象国及び類似地域	ソロモン及び大洋州地域
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

ソロモンには、海洋資源の涵養に大きな役割を果たすサンゴ礁、海草藻場、マングローブ林が5,750平方キロメートル（東京都の面積は2,200平方キロメートル）以上にわたって広がっている。かかる環境下、水産資源は沿岸コミュニティによって重要な栄養源かつ収入源あると共に、文化伝統の構成要素であり、同国社会・経済において重要な役割を担っている。しかしながら、近年の人口増や乱獲並びに気候変動等の影響により、沿岸水産資源の減少や生態系劣化が懸念されている。また、こうした沿岸水産資源の減少により、都市部への更なる人口流入が発生しており、都市部での貧困層の増加や地方の荒廃を招いている。

かかる状況下、同国漁業海洋資源省（Ministry of Fisheries and Marine Resources、以下 MFMR）は、四か年計画文書「Corporate Plan 2020-2023」の Goal 1 で「海洋・沿岸生態系の保護・管理を通じた持続可能な漁業資源管理と生計向上」を目指し、コミュニティを主体とした沿岸資源管理の推進を進めることとしている。

これまで JICA は同国に対し、個別専門家「コミュニティ主体の沿岸資源管理・利用による生計向上のためのアドバイザー（2017年3月～2024年1月）」を派遣し、生計向上に資する活動を組み込んだコミュニティ主体の資源管理アプローチである「統合型コミュニティ主体の資源管理（Integrated Community-Based Resource Management（以下、統合型 CBRM）」の開発に取り組んだ。ガダルカナル州及びマライタ州の計2サイトで、タカセガイ等の定住性資源の管理や漁獲データ収集といった資源管理方策、冷蔵庫を活用した水産物の流通改善や裏庭栽培といった生計向上に資する方策をパイロット事業で実証し、その成果を踏まえて統合型 CBRM の実践ハンドブックが取りまとめられた。加えて、バヌアツ国技術協力プロジェクト「豊かな前浜プロジェクトフェーズ3（2021年12月～2024年2月）」と連携した技術交換などを通じて、統合型 CBRM を普及する行政官の育成に取り組んできた。

持続可能な水産業のために、方策の多様化による統合型 CBRM の更なる実用性強化と、地方・離島部を含む国内への統合型 CBRM の普及及び行政官等の普

及員の育成が求められている。以上を踏まえ、同国は我が国に対し、本専門家派遣を要請した。

7. 業務の内容

本業務従事者は同国漁業海洋資源省をカウンターパート（以下「CP」）機関とし、CP 機関や沿岸コミュニティと共に、地方・離島部における統合型 CBRM の促進・普及に向けて、統合型 CBRM の実践に必要な技術的助言や指導、行政官等の能力強化を通じた統合型 CBRM の普及体制の強化に取り組む。加えて本事業を通じて得られた成果や教訓を CP 機関と統合型 CBRM ハンドブックに反映し、CP 機関内での承認を支援する。なお、本業務はソロモン国「コミュニティ主体の沿岸資源管理促進アドバイザー業務（統合型 CBRM 実施促進）、（以下、『統合型 CBRM 実施促進』専門家』という。）」と連携²しながら実施する。具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 統合型 CBRM の実施・普及体制の強化

- ソロモン、特に地方・離島部の沿岸コミュニティにおける統合型 CBRM の普及に向けた現状や課題についての調査、分析、まとめ
- 地方・離島部への統合型 CBRM の普及に必要な仕組み・制度の検討と構築
- ソロモンの中央及び地方行政官や沿岸コミュニティなど、統合型 CBRM の普及を担う人材（以下、「普及人材」という。）への能力強化研修の実施と指導。
- バヌアツなど他国における統合型 CBRM の経験を踏まえた研修教材の開発支援

(2) 本事業の評価と統合型 CBRM ハンドブックの更新及び承認支援

- 能力強化研修や「普及体制強化」専門家が実施した統合型 CBRM 計画及びパイロット活動の評価、まとめ
- 統合型 CBRM ハンドブックの更新
- 更新した統合型 CBRM ハンドブックの CP 機関内での承認の支援
- 最終セミナーでの統合型 CBRM ハンドブックの共有

(1) 準備業務（2025 年 2 月上旬）

² 連携とは「統合型 CBRM 実施促進」専門家と活動の進捗や成果等について積極的に情報共有を行うことを意味する。

- ① これまで日本が実施してきた既存の協力（特に、ソロモン国「コミュニティ主体の沿岸資源管理・利用による生計向上のためのアドバイザー」及びバヌアツ国「豊かな前浜プロジェクト」の活動）や他ドナー報告書、ソロモン政府作成の関連報告書等に基づき、ソロモンの水産セクターにおける現状と課題を把握する。
- ② JICA 経済開発部及びソロモン支所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
- ③ ワークプラン（和分・英文）を作成する。JICA 経済開発部と事前確認した後、提出する。

（２） 第１次現地業務（2025年3月中旬～2025年6月中旬）

- ① 現地業務開始時に JICA ソロモン支所及び C/P 機関にワークプランの説明を行い、C/P 機関から業務計画の承認を得る。
- ② C/P 機関とともに現況調査の準備をする。現況調査ではソロモン、特に地方・離島部の沿岸コミュニティに対する水産資源管理や生計向上に関する指導や普及に必要な仕組みや制度の現業や課題について調査する。加えて、対象サイトの選定も目的とする（対象サイトは、これまでに統合的 CBRM を導入したことがない地方・離島部の沿岸コミュニティを想定することとし、現時点ではガダルカナル州、西部州、マライタ州、マキラ・ウラワ州の計 4 州での実施を想定）。対象サイトの選定の際には資源管理委員会のメンバーなど沿岸コミュニティの実施体制を確認すること。現況調査対象地について、C/P 機関のみならず、JICA 関係部（経済開発部、JICA ソロモン支所）ともオンライン等で協議のうえ調整する。
- ③ 現況調査を実施する。C/P 機関や沿岸コミュニティなど本プロジェクトのステークホルダーから、ソロモンでの統合型 CBRM の普及に必要な仕組みや制度、開発ニーズをヒアリングする。
- ④ 現況調査の結果を分析し、本事業の対象サイトを検討する。
- ⑤ 現況調査結果を文書にまとめる。
- ⑥ 現況調査結果をもとに C/P 機関と地方・離島部における統合型 CBRM の普及に必要な仕組みや制度について検討し、本事業における活動を選定する。例えば、バヌアツでは日本の漁業士制度に倣い、水産資源管理を指導する人材をコミュニティ内で育成している事例がある。このようにバヌアツなど他国の

事例を参考にしながら地方・離島部でも都市部の中央省庁と連携しながら普及が可能な仕組みや制度を検討する。

- ⑦ C/P 機関及び JICA ソロモン支所に第 1 次現地業務結果を報告し、第 2 次現地業務活動計画について打合せを行う。

(3) 第 1 次整理業務 (2025 年 6 月下旬)

- ① 第 1 次現地業務の現地業務結果報告書 (和文・英文) を作成する。JICA 経済開発部と事前確認した後、提出する。
- ② JICA 経済開発部に現地業務結果を報告し、第 2 次現地業務活動計画について打合せをする。報告の際に対象サイト及び第 1 次現地業務⑥に関する第 2 次派遣以降の活動内容を JICA 経済開発部と協議のうえ決定する。
- ③ JICA ソロモン支所及び C/P 機関に報告書をデータで送付する。

(4) 第 2 次準備業務 (2025 年 8 月上旬)

- ① ワークプラン (和分・英文) を作成し、JICA 経済開発部と事前確認した後、提出する。
- ② ワークプランを JICA ソロモン支所にデータで送付する。

(5) 第 2 次現地業務 (2025 年 8 月中旬～2025 年 10 月中旬)

- ① 現地業務開始時に JICA ソロモン支所、C/P 機関にワークプランの説明を行い、C/P 機関から業務計画の承認を得る。打合せ結果は「統合型 CBRM 実施促進」専門家にも共有する。
- ② 普及人材に対する能力強化研修の準備をする。準備にあたり第 2 次派遣以降を見据えた業務期間全体での実施計画を策定すること。また研修の対象者は中央省庁の行政官だけでなく地方・離島部での普及を担う行政官やコミュニティリーダーなどを含めることに留意する。
- ③ 統合型 CBRM 計画を共有するセミナーに参加し、普及体制の強化に向けた活動計画 (普及体制構築及び能力強化研修) を共有する。
- ④ C/P 機関及び JICA ソロモン支所に第 1 次現地業務結果を報告し、第 2 次現地業務活動計画について打合せを行う。打合せ結果は「統合型 CBRM 実施促進」専門家に共有する。

(6) 第 2 次整理業務 (2025 年 10 月下旬)

- ① 第2次現地業務の現地業務結果報告書（和文・英文）を作成し、JICA 経済開発部に提出し、報告する。
- ② JICA ソロモン支所及びC/P 機関に報告書をデータで送付する。

(7) 第3次準備業務（2026年6月上旬）

- ① ワークプラン（和文・英文）を作成し、JICA 経済開発部と事前確認した後、提出する。
- ② ワークプランを JICA ソロモン支所にデータで送付する。

(8) 第3次現地業務（2026年6月中旬～2026年8月中旬）

- ① 現地業務開始時に JICA ソロモン支所、C/P 機関にワークプランの説明を行い、C/P 機関から業務計画の承認を得る。打合せ結果は「統合型 CBRM 実施促進」専門家に共有する。
- ② 第1次及び第2次現地業務で検討した普及体制構築及び能力強化研修に関する活動を実施する。併せて研修に必要な教材の開発を支援する。
- ③ C/P 機関及び JICA ソロモン支所に第3次現地業務結果を報告し第4次現地業務計画について打合せを行う。

(9) 第3次整理業務（2026年8月下旬）

- ① 第3次現地業務の現地業務結果報告書（和文・英文）を作成し、JICA 経済開発部に提出し、報告する。
- ② JICA 経済開発部に報告書を提出し、現地業務結果を報告し、第4次現地業務活動計画について打合せをする。
- ③ JICA ソロモン支所及びC/P 機関に報告書をデータで送付する。

(10) 第4次準備業務（2026年10月上旬）

- ① ワークプラン（和文・英文）を作成し、JICA 経済開発部と事前確認した後、提出する。
- ② ワークプランを JICA ソロモン支所にデータで送付する。

(11) 第4次現地業務（2026年10月中旬～2026年12月上旬）

- ① 現地業務開始時に JICA ソロモン支所、C/P 機関にワークプランの説明を行い、C/P 機関から業務計画の承認を得る。打合せ結果は「統合型 CBRM 実施促進」専門家に共有する。

- ② 第 3 次現地業務に引き続き普及体制構築及び能力強化研修に関する活動を実施する。併せて研修に必要な教材の開発を支援する。
- ③ 活動進捗を共有するセミナーに参加し、研修業務に関する進捗や課題について発表する。
- ④ C/P 機関及び JICA ソロモン支所に第 4 次現地業務結果を報告し、第 5 次現地業務活動計画について打合せを行う。

(12) 第 4 次整理業務 (2026 年 12 月中旬)

- ① 第 4 次現地業務の現地業務結果報告書 (和文・英文) を作成し、JICA 経済開発部に提出する。
- ② JICA 経済開発部に現地業務結果を報告し、第 5 次現地業務活動計画について打合せをする。特に第 5 次派遣で実施する評価業務の方針を JICA 経済開発部と協議すること。
- ③ JICA ソロモン支所及び C/P 機関に報告書をデータで送付する。

(13) 第 5 次国内準備期間 (2027 年 5 月中旬)

- ① ワークプラン (和文・英文) を作成し、JICA 経済開発部と事前確認した後、提出する。
- ② ワークプランを JICA ソロモン支所にデータで共有する。

(14) 第 5 次現地業務期間 (2027 年 5 月下旬～2027 年 7 月上旬)

- ① 現地業務開始時に JICA ソロモン支所、C/P 機関にワークプランの説明を行い、C/P 機関から業務計画の承認を得る。打合せ結果は「統合型 CBRM 実施促進」専門家に共有する。
- ② 第 4 次現地業務に引き続き普及体制構築及び能力強化研修に関する活動を実施する。
- ③ C/P 機関とともに普及体制構築や能力強化研修及び「統合型 CBRM 実施促進」専門家が主体となって実施した統合型 CBRM 計画及びパイロット活動の評価に向けた準備をする。
- ④ 評価を実施する。評価において、パイロット活動の実証結果だけでなく能力強化研修やパイロット活動を通じて育成された人材の評価も含めること。
- ⑤ 評価結果を文書にまとめる。
- ⑥ 評価結果を C/P 機関に共有し、ハンドブック更新の方針を検討する。

- ⑦ C/P 機関及び JICA ソロモン支所に第 5 次現地業務結果を報告し第 6 次現地業務計画について打合せを行う。

(15) 第 5 次国内整理期間 (2027 年 7 月中旬)

- ① 第 5 次現地業務の現地業務結果報告書 (和文・英文) を作成し、JICA 経済開発部に提出し、報告する。
- ② JICA 経済開発部に現地業務結果を報告し、第 5 次現地業務活動計画について打合せをする。特にハンドブックの更新の方針については JICA 経済開発部と協議のうえ方針を最終決定する。
- ③ JICA ソロモン支所及び C/P 機関に報告書をデータで送付する。

(16) 第 6 次国内準備期間 (2027 年 10 月上旬)

- ① ワークプラン (和文・英文) を作成し、JICA 経済開発部と事前確認した後、提出する。
- ② ワークプランを JICA ソロモン支所にデータで送付する。

(17) 第 6 次現地業務期間 (2027 年 10 月中旬～2027 年 12 月中旬)

- ① 現地業務開始時に JICA ソロモン支所、C/P 機関にワークプランの説明を行い、C/P 機関から業務計画の承認を得る。打合せ結果は「統合型 CBRM 実施促進」専門家に共有する。
- ② 評価結果を C/P 機関に共有し、ハンドブックの更新及び研修教材のとりまとめを行う。
- ③ 更新したハンドブックを C/P 機関に共有し、承認を得る。C/P 機関の都合により承認に時間を要する場合は、承認に向けた今後の手順を C/P 機関と協議する。
- ④ 最終セミナーに参加し、能力強化研修など普及体制強化にかかる活動の結果や更新したハンドブックを発表する。
- ⑤ C/P 機関及び JICA ソロモン支所に第 6 次現地業務結果を報告する。

(18) 第 6 次国内整理期間 (2027 年 12 月下旬)

専門家業務完了報告書 (和文・英文) を JICA 経済開発部に提出し、報告する。

(19) 帰国後整理期間 (2028 年 1 月下旬)

JICA 経済開発部と事前協議の上、専門家業務完了報告書（和文・英文）を最終化し、JICA 経済開発部に提出する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

（1） ワークプラン（全体及び各現地業務期間時）

現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。JICA 経済開発部を通して「統合型 CBRM 実施促進」専門家と内容を調整したうえでワークプランを作成すること。簡易製本は「統合型 CBRM 実施促進」専門家が行う。

（2） 現地業務結果報告書（和文・英文）

各現地業務期間終了時。電子データでの提出とする。ただし、第 6 次現地業務結果報告書は（3）専門家業務完了報告書をもって代えることとする。

（3） 専門家業務完了報告書

2028 年 1 月 26 日(水)までに提出。業務完了報告書（和文）を、JICA 経済開発部に提出し、報告する。本事業で作成したハンドブックや研修教材集については各次報告書に参考資料として添付して提出することとする。

- ・ 製本（英文）1 部（C/P 機関へ 1 部）
- ・ CD-R（和文・英文）4 枚（C/P 機関へ 1 枚、JICA 経済開発部へ 3 枚）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023 年 10 月（2024 年 10 月追記版）」の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もって下さい。

(2) 臨時会計役の委嘱

以下に記載の経費については、JICA ソロモン支所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です。（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。

・車両関連費	: 1,014 千円
・旅費・交通費	: 1,447 千円
	合計 : 2,461 千円

* 臨時会計役とは、会計役としての職務（例：経費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り JICA から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

「7. 業務の内容」に記載の現地業務期間に応じて提案して下さい。但し、業務人月及び、渡航回数は「2. 契約予定期間等」に記載の数値を上限とします。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎：第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

イ) 宿舎手配：第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

ウ) 車両借上げ：なし

エ) 通訳備上：なし

- オ) 現地日程のアレンジ：第1次現地派業務開始時における G/P 機関との協議についてのみ、スケジュールアレンジ及び同行を行う。
- カ) 執務スペースの提供：漁業海洋資源省内における執務スペース提供（ネット環境完備予定）

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第一グループから配付しますので edga1@jica.go.jp 宛にご連絡ください。
 - ・バヌアツ国豊かな前浜プロジェクトフェーズ3 業務完了報告書
 - ・ソロモン諸島国コミュニティ主体の沿岸資源管理・利用による生計向上のためのアドバイザー 業務完了報告書

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ソロモン支所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。
<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上